

校訂本 第五冊解説

生田 滋

一 校訂について

『歴代寶案』校訂本の第三冊、第四冊に続いてここに第五冊を刊行することになった。第五冊は『歴代寶案』第二集の巻三十一から四十九まで、すなわち年代でいえば乾隆十五年（一七五〇）から同三十年（一七六五）年までの十六年の間の文書を収めている。

第二集全体の構成について、あるいは底本については第四冊の巻末の神田信夫氏の解説に詳しく述べられているので、ここでは繰り返さない。本書巻頭の四ページに掲げた存巻表に示したように、本冊に収めた巻々については鎌倉芳太郎氏影印本には写本が存在せず、巻三十六、三十七、三十八、四十三については旧沖繩県立図書館写本を底本とし、それ以外は台湾大学蔵写本を底本とした。校訂作業に使用した資料は「参照資料一覧」に示した通りで、基本的な方針は次の通りである。

一 国立国会図書館蔵写本は『歴代寶案』所収の文書のすべてを収めているわけではないが、収められている文書について

検討してみると、異同が甚だしく、明らかに別系統の写本、おそらくは草稿本から抄出したものであるように思われる。したがって、誤字を訂正し、脱字を補うのに必要な場合に限って頭注に掲げ、それ以外の異同は省略した。なお国会図書館蔵写本の性格とその伝来については別途詳しく検討する必要があることを指摘しておきたい。

二 中国側の資料には『歴代寶案』にも収められている関係文書を引用したり、あるいは「原档」としてコピーしている場合がある。ただそれらと『歴代寶案』所収の文書を対照してみると、すくなからぬ異同があり、しかもそれが「読みやすく」というか、琉球風の文章をできるだけ中国風の文章になるように添削したと考えられる場合が多い。これらの異同はいわば『歴代寶案』所収の文書の「異文」ではなく、一つの「解釈」、ないしは「読み」であると考えることができる。『歴代寶案』の「原本」がそもそも原文書の写し、あるいは控えであった、この校訂作業の本来の任務はその原文書のテキストをできるだけ再建することであると考えられるので、こうした「解釈」ないしは「読み」を校訂に採用することはできず、かぎり避け、頭注には原文書の復原に必要な最小限度のものに限って掲示するようにした。

三 『歴代寶案』所収の文書で同一のものが琉球側の資料(『表集』)に収められている場合があるが、やはりかなり異同がある。なぜこれほどまでに異同があるのか、しばしば理解に苦しむ場合があるが、一般的にいつて草稿、あるいは原案からの写しであると考えるのが適当であろう。両者の関係はやはり慎重に検討しなければならないが、この校訂作業の任務を右のように限定する場合、これらの異同を校訂に採用するのはやはり最小限度にとどめるべきであると考え、そのように処理した。

なお本冊卷三十三に乾隆十七年(一七五二)の進貢に関する文書が収められているが、卷三十三、三十四のいずれにも「乾隆十八年進貢帰帆文」とでもいうべき、この進貢船が帰国した際に持ち帰った文書の写しは収められていない。これはその年の進貢船二隻のうちの頭号船が帰途に沈没したために、文書が失われたためであろう。

二 進貢について

本冊がカバーする時期における琉球から中国への進貢の状況は基本的に二年一貢であって、乾隆の年号でいうと、奇数の年に進貢が行われ、進貢船はその年のうちに帰国し、翌年、つまり偶

数の年に使節を帰国させるための接貢船が派遣されている。使節の正使は耳目官、副使には正議大夫が任命され、接貢使には都通事が任命されている。こうした点はこれ以前の時期と変わりはない。ただし乾隆十六年(一七五二)の場合だけは尚敬王の死を中国に報告するために正議大夫鄭国禎が派遣されている。

ただ例外として乾隆二十五年(一七六〇)には進貢が行われておらず、翌年の接貢船の派遣もない。その前例としては乾隆九年(一七四四)に進貢が行われず、翌年の接貢船の派遣もなかったことがあげられる。これについては神田氏が第四冊の解説のなかで詳しく説明しておられるので、それをご覧いただきたい。その場合、乾隆五年(一七四〇)に進貢・謝恩使が派遣されてから二回目の進貢を行う年、つまり乾隆九年の進貢が休止されており、今回の場合も謝恩使が派遣された乾隆二十一年(一七五六)から二回目の進貢を行う年、つまり乾隆二十五年の進貢が休止されている。中国側では前例に則って進貢の休止を命じたのである。ただしそれではいわば日常的な業務である漂流民の相互送還の事務がとどこおるので、別途必要な文書の発給が行われている。これらの文書は巻四十五に収められている。これについては後で触れることにしたい。

三 この時期の琉球と中国の外交関係

一、尚敬の死去と尚穆の冊封

この時期の琉球と中国の外交関係でほとんど唯一の事件といえるのは、乾隆十五年（一七五〇）に尚敬が死去し、尚穆が王位につき、中国に冊封を要請したことである。これに対して中国からは乾隆二十一年（一七五六）に正使全魁、副使周煌を派遣し、尚穆を琉球国中山王に封じた。冊封使一行は同年六月十日に二隻に分乗して福州を出帆したが、台風のために久米島に避難した。その後頭号船は久米島で難破したので、事情を知った尚穆は船三隻を派遣して、使節一行を那覇に迎えた。二号船も損傷したが、自力で出港したのち中国の温州に漂着し、那覇に到着したのは十二月になってからであった。

さて冊封の儀式は同年八月二十一日に挙行されたが、冊封使を護衛するために頭号船に乗り組んでいた官兵が琉球側から贈られた見舞金の額に満足せず、冊封使や琉球側に対してさまざま示威行為や暴力行為を働いた。琉球側ではこれに対してさらに見舞金を増額して事態を收拾した。また十二月に那覇に到着した二号船の乗員に対しても見舞金が贈られた。

問題はこれだけにとどまらなかった。全魁、周煌は帰国後も久米島で遭難した際に久米島の島民の救難活動によって助けられたことや、官兵の反抗行為については朝廷に全く報告しなかった。

ところが中国側では本冊巻三十九に収められた琉球側から福建布政司宛ての咨文によってこの事実を知り、上司に報告した。全魁、周煌については処分は免れたが、それ以外の関係者については大がかりな処分が行われ、琉球側に対しても陳謝がなされ、琉球側が贈った見舞金はやがて返還された。

なお周煌は『琉球国志略』を著した他、滞在中に書いた詩文は『海山存稿』に収められている（以上は村尾進「周煌撰『琉球国志略』解題」（夫馬進編『使琉球録解題及び研究』京都大学文学部東洋史研究室刊）九七―一〇四ページによる）。

二、進貢使臣の死亡

琉球の官人にとって進貢、接貢の使節に任命されることは大きな名誉であったに違いない。しかし中国への航海、福州から北京への往復の陸路の旅はかれらにとってきびしいものであった。本冊がカヴァーする十六年の間に進貢使が八回、接貢使が七回派遣されているが、そのうち乾隆十五年（一七五〇）の進貢正使毛元烈、翌十六年（一七五一）の報喪使である正議大夫鄭国禎、乾隆二十三年（一七五八）の進貢正使毛世俊が福州で病死している。中国側が丁重にその死を弔っていることが本冊所収の文書によって明らかになる。

三、官生の派遣

この十六年間に官生の派遣はただ一度行われただけであった。乾隆二十一年（一七五六）に琉球を訪れた冊封使全魁、周煌に特別に要請したという形で同二十三年（一七五八）に四名の官生、すなわち梁允治、鄭孝徳、蔡世昌、金型が派遣されている。かれらは北京の国子監で勉強したが、金型は乾隆二十五年（一七六〇）二月に病死し、梁允治は同年四月に病死している。その際の中国側の対応もいきとどいたものであった。のこる二人に関しては同二十七年（一七六二）に琉球側から帰国の申請が出され、翌年帰国している。

四 漂流民の送還

本冊がカバーする時期については中国から琉球への漂流民、琉球から中国への漂流民の救護、送還に関する文書が多いのが目につく。とくに漂流民の送還についてその名簿が記録されている場合が多い。こうした例は乾隆六年（一七四一）に始まり、翌七年（一七四二）に一例、同十年（一七四五）に一例、同十四年（一七四九）に三例がある。いずれも琉球側から中国人漂流民を送還する場合に名簿が付された例であるが、乾隆十五年以降こうした例が増加し、しかも琉球人を送還する場合にも名簿が付されるようになる。『歴代寶案』に見える限りでも、漂流の件数はこの時期が圧倒的に多い。『歴代寶案』に記録された漂流はいずれも船が難

破して、相手国で救護され、進貢船、接貢船に便乗して帰国したような場合で、悪天候をやりすごし、時期を待つて自力で帰国した船は更に多かつたであろう。こうした漂流民の増加がどのような意味を持つのであろうか。

中国人の漂流民に関する記事を読んでいると、中国東北地方あるいは山東地方から福州、台湾方面に至る沿岸航路の利用が盛んであったことがわかる。これは関係の文書にもしばしば述べられているように、康熙二十三年（一六八四）に遷海令が撤廃されて、中国人の海上進出が自由化されたことによるものである。これらの漂流の記事はこの時期のそうした中国の海上輸送の状況を明らかにするための傍証となるであろう。

一方琉球側についても、琉球列島内部での海上交通、とくに八重山諸島から沖繩本島への米などの輸送が盛んになっていることが伺われる。しかしそれと同時に密貿易のための中国船の琉球来航、琉球船の中国渡航が盛んになりつつあったのではないかと思われる。

いうまでもないことであるが、『歴代寶案』所収の漂流に関する文書は、それこそ難破したりして、官憲の世話になったものだけである。したがってこれに数倍する中国船、琉球船がそれぞれ相手側の海岸に姿を現していたのではなからうか。

こうした漂流民の相互送還は中国と琉球との間の朝貢関係のいわば日常的な業務であった。そのことは進貢、接貢の行われなかつ

た乾隆二十五年、二十六年にも中国、琉球の双方から漂流民送還に関する文書が発給されていることから明らかである。

おそらくこうした漂流民の増加とそれに伴う送還の事務処理は双方にとって大きな負担になったことであろう。事実さまざまな関連文書を読んでもみると、そこにはビジネスライクというよりは、繁文縟礼に近いものを感じる。これでは担当者はたいへんであったに違いない。しかし『歴代寶案』のこの前後の部分に目を通してみると、この二年をピークとして、それ以後は漂流民の送還に関する文書は減少し、しかもそのほとんどが琉球から中国への漂流民の送還に関するものになっている。おそらく琉球船が中国に漂着した場合には、便乗する船がありさえすれば、別途簡単な手続きによって帰国するようになったのではなからうか。

五 生糸の買入れ

『歴代寶案』は外交事務に関する文書のコピーないしは控えである。したがってそこには進貢船、接貢船が福州で貿易を行っていたことを示す記事は見られるが、具体的な貿易関係を記録したような文書はない。しかし本冊がカバーする時期、とくにその最後の数年間は琉球と中国との貿易関係にとって画期的な時期であったことは明らかである。すなわち琉球側は乾隆二十七年（一七六二）から湖糸、つまり湖南、湖北省産の生糸を買入れる許

可をもとめ、これが条件付で許可されている。その際に中国側は常にイギリスが買入れる生糸の量を念頭におきつつ琉球側と貿易量を交渉している。この問題は本冊に続く第六冊の乾隆三十一年（一七六六）から五十四年（一七八九）の間にもしばしば中国と琉球との交渉で問題になっていることを指摘しておきたい。